

36 自立分散型エネルギー社会の構築

(1) 練馬区エネルギービジョン

区は、28年3月に住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の将来像と具体的取組を明らかにする「練馬区エネルギービジョン」を策定した。練馬区エネルギービジョンは、『ビジョン』を上位計画とする個別計画である。

●理念

一つのエネルギーに依存するのではなく、様々なエネルギーを目的に応じて組み合わせるという「エネルギーのベストミックス」と省エネルギーを両輪として、災害時のエネルギーセキュリティ（※1）の確保や、平時の効率的で低炭素（※2）なエネルギーの確保を実現した自立分散型エネルギー社会を目指すことを理念としている。

防災や環境まちづくりなどの関連する施策と連携し、災害時の区民生活の継続や避難拠点の運営に必要なエネルギーの確保を一層充実させつつ、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及、低炭素都市づくりの推進に取り組んでいく。

※1 エネルギーセキュリティ：

家庭や事業所、避難拠点等において必要とされるエネルギーが安定的に得られるようにすること。

※2 低炭素：

温室効果ガス排出量を削減するため、主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のこと。

●4つの柱立て

1 災害時のエネルギーセキュリティの確保

避難拠点となる小・中学校に、蓄電設備と組み合わせた太陽光発電設備の設置を進める。また、電気自動車などを災害時に避難拠点の緊急電源として活用するため、災害時協力登録車制度を創設する。

2 分散型エネルギーの普及拡大

全国を先導する地域コジェネレーションシステム（※）を創設し、早期に整備するとともに、区民・事業者による分散型エネルギーシステムの導入を支援し、普及拡大を進める。

※地域コジェネレーションシステム：

天然ガス、石油等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も利用する熱電併給設備を、災害拠点病院と近隣の医療救護所とを一体化して活用すること。

3 省エネルギー化の推進

省エネルギー機器・設備の導入を促進するため、再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度

の拡充や、区立施設の省エネルギー化に取り組む。

4 区民とともに進める取組

自立分散型エネルギー社会の実現を目指し、区民や事業者とともに、実態に即した取組の推進に努める。

(2) 環境にやさしいまちをつくる

●練馬区環境基本条例

区は、18年に練馬区環境基本条例を制定した。

この条例は、環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定めている。

併せて、環境保全施策の基本的事項を定めることにより、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的としている。

●練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例に基づき、区の環境の保全に関する基本的事項を調査審議するための組織である。委員の任期は2年で、28年12月から第6期の審議会となり、計18人で構成されている。

●環境都市練馬区宣言

練馬区環境基本条例の制定・施行を機に、区民、事業者および区を挙げて、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境をつぎの世代に引き継ぐことを宣言する環境都市練馬区宣言を行った。（宣言文は裏表紙参照）

●練馬区環境基本計画2011（後期計画）

1 策定の背景

区は、5年度に最初の「練馬区環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を展開してきた。

22年12月、30年代初頭までを期間とする計画を策定したが、その後、環境行政を取り巻く状況は大きく変化した。変化への対応や各種計画との整合を図る必要があることから、練馬区環境基本計画2011（後期計画）を29年3月に策定した。計画期間は、29年度から31年度までの3か年である。

2 計画の概要

本計画では、5つの基本目標を定め、その目標を達成するための施策や重点事業を展開している。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定して

いた「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」を包含し、温室効果ガス削減目標を設定した。

本計画の進行管理は、環境指標や重点事業、事業の点検・公表により毎年度行い、関連する「みどりの基本計画」、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」などと連携し、着実な計画の推進に向けて取り組んでいく。

3 温室効果ガス削減目標

本計画では、国と同水準の削減目標を掲げている。

(1) 長期目標

42年度までに、25年度比で26.0%削減

(2) 短期目標

31年度までに、25年度比で9.2%削減

4 温室効果ガス排出状況

26年度の区の温室効果ガス排出量は、217万tであった。基準年度(平成2年度)と比較して23.9%増となっており、そのほとんどを二酸化炭素が占めている。

●再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度

18年度から、住宅等に再生可能エネルギー設備または省エネルギー設備を設置する区民等に対して、費用の一部補助を行っている。

28年度は、太陽光発電設備161件、自然冷媒ヒートポンプ給湯器112件、家庭用燃料電池システム496件、蓄電システム48件、窓の断熱改修20件、直管形LED照明14件、計851件、4,748万2千円を補助した。

●自立分散型エネルギー設備設置補助制度

28年度から、低炭素で高効率な自立分散型エネルギー設備の普及を促進するとともに、災害発生時の避難拠点等において必要とされる最小限のエネルギーを確保するため、太陽光発電設備や蓄電システム等を設置した福祉避難所および災害時医療機関の運営者に対し、費用の一部を助成している。

●練馬区地球温暖化対策地域協議会(ねり☆エコ)の活動

区における地球温暖化対策を推進するため、22年5月に「練馬区地球温暖化対策地域協議会」が設立され、23年度に区民公募により愛称を「ねり☆エコ」とした。

ねり☆エコは、日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制のために必要な取組について協議し、区、その他関係機関等と連携して、節電・省エネ・省資源に関する普及啓発を行っている。

(3) 区民・事業者と地球温暖化防止に取り組む

●エコライフチェック事業

エコライフチェックとは、区民や事業所が環境に配慮した行動(エコライフ)に取り組む日を決めて実践し、普段の日の行動と比較(チェック)することで、エコライフの効果(二酸化炭素排出量の削減)を確認する啓発事業である。

28年度は、区内の小中学生等40,355人および21事業所の取組により、3.41tの二酸化炭素排出量を削減した。

●環境月間行事

環境省が提唱する6月の環境月間に合わせて、関連事業を行った。28年度は区役所本庁舎アトリウム、図書館およびリサイクルセンターで、創エネ設備等を紹介する展示、関連図書の展示、燃料電池自動車の体験乗車、「外部給電」のデモンストレーション、講演会等を実施した。

●環境学習事業

28年度はつぎの事業を実施した。

1 練馬区環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、毎年夏休みに作文を募集し、今回で43回目を迎えた。

28年度は「ねりまの夏を涼しく過ごすには」、「わたしのまわりで感じた自然」、「ごみを減らすために、今わたしにできること」の3つのテーマで募集し、小学生223作品、中学生826作品の計1,049作品の応募があった。

2 ねりま打ち水大作戦

打ち水の効果や楽しさを広く周知・啓発することにより、区民一人ひとりがヒートアイランド対策に積極的に取り組む契機となることを目的として、26年度から実施している。

28年度は、各区立施設に呼びかけ、イベントの協力を行うなど、16,890人が参加した。

3 こどもエコクラブ

(公財)日本環境協会が主催しているこどもエコクラブ事業(幼児から高校生を対象とする環境クラブ活動)の地方事務局として、区内クラブの活動を支援した。28年度は5クラブ278人が会員として登録・活動した。

4 ねりまエコ・アドバイザー活動支援

ねりまエコ・アドバイザーとは、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力等、区の環境施策に関する

ことを行う区民（ボランティア）である。また、ねりまエコ・アドバイザー相互の情報交換、連携を図るため、「ねりまエコ・アドバイザー協議会」を設置している。

区では、ねりまエコ・アドバイザー協議会と共同で、フォローアップ研修を実施するほか、小学校・児童館・学童クラブ等での環境学習活動への講師派遣を行う等の支援を行っている。28年度は、46名が活動した。

●ねりま・エコスタイルフェア

展示・発表などを通じて、「環境に配慮したライフスタイル」を推進することを目的に、練馬まつりの協賛事業として実施した。

- ・開催日 28年10月16日（日）
- ・会場 としまえん
- ・主催 練馬区および練馬区地球温暖化対策地域協議会
- ・内容 節電・省エネに役立つ情報の展示、資源・ごみの分類に関するパネル展示、ごみの出し方クイズ、環境広報車（中が見える清掃車や燃料電池自動車等）、再生可能エネルギー情報の展示など。
- ・来場者 35,000人（練馬まつり、健康フェスティバル・練馬産業見本市およびねりま・エコスタイルフェア全体の来場者数）

●オール東京 62 市区町村共同事業

オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、東京の自然環境の保護、地球温暖化の防止を目的に 19 年度にスタートした。

28 年度には、62 市区町村共通版の「温室効果ガス排出量算定手法の標準化」により算出した都内の市・区・町・村の温室効果ガス排出量の公表やエコプロ 2016 への出展、みどり東京フォトコンテストの実施、生物多様性の保全に関する研究等を行った。

●環境情報の提供事業

環境に関する様々な情報をよりの確に区民に提供することを目的として、区ホームページにより、環境教育啓発事業として実施するイベント情報の案内や区内で活動する環境団体を紹介している。

●環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行

練馬区環境基本条例に基づく「環境報告書」として、28年9月に冊子「ねりまのかんきょう（27年度報告）」を作成した。「環境にやさしいまちをつくる」「みどりと環境」「循環型社会をつくる」の3部構成で、27年度を中心とした区の環境の現状や施策の実施状況を掲載している。

(4) 区が率先して地球温暖化防止に取り組む

●区の事務事業における環境配慮の着実な推進

1 練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）

事務事業執行の中で、地球温暖化防止を始めとする環境課題の解決に向けて取り組んでいる。

環境マネジメントシステム（EMS）は、企業や自治体等が組織運営や経営の中で、自主的に環境保全に関する取組を進める仕組みのことで、Plan（計画）、Do（実施および運用）、Check（点検）および Action（見直し）の PDCA サイクルからなる。

区は、13 年度に環境マネジメントシステムの世界共通の規格である ISO14001 を認証取得した。

23 年度からは ISO14001 によらない区独自の環境管理を行うために、「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」を策定した。本システムの基本方針に基づいた環境管理体系により、環境への負荷を低減し、環境法令を遵守するなど、環境課題の解決に取り組んでいる。

2 練馬区環境管理実行計画

23 年 3 月に、事業者としての練馬区が、自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的として、「練馬区環境管理実行計画」を策定した。

この計画は、「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」を構成する取組分野でもある。

3 区立施設の省エネルギー対策等

区は、「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」に基づき、省エネルギー対策のため区役所西庁舎の空調設備の改修を行った。

また、東日本大震災を契機として自主的に節電を継続している。

さらに、電力調達先の多様化と経費の節減を図るため、競争入札による電力調達を実施している。

●低公害車の導入

環境負荷の低減を目指し、リースを含む庁有車の新規導入・入替えに際して、国の排出ガス規制基準および低燃費基準に適合した九都県市指定低公害車（※）を選定条件にするなど、率先して低公害車の導入推進に取り組んでいる。

※九都県市指定低公害車：

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定した窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車や燃費性能の優れた自動車のこと。